



りそな銀行アジアニュース

平成 24 年 3 月 26 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「中国における労働者最低賃金について(7)」

4月1日より、上海市の労働者最低賃金が現在の1,280元から1,450元(約19,000円、1元=13円)に13%引上げられます。年初以降、北京市、深セン市なども既に最低賃金の引き上げを実施しました。しかし広州市では輸出環境の悪化を鑑み、引き上げを見送っているほか、江蘇省、浙江省のように対応を未だ明確にしていない地方政府もあります。

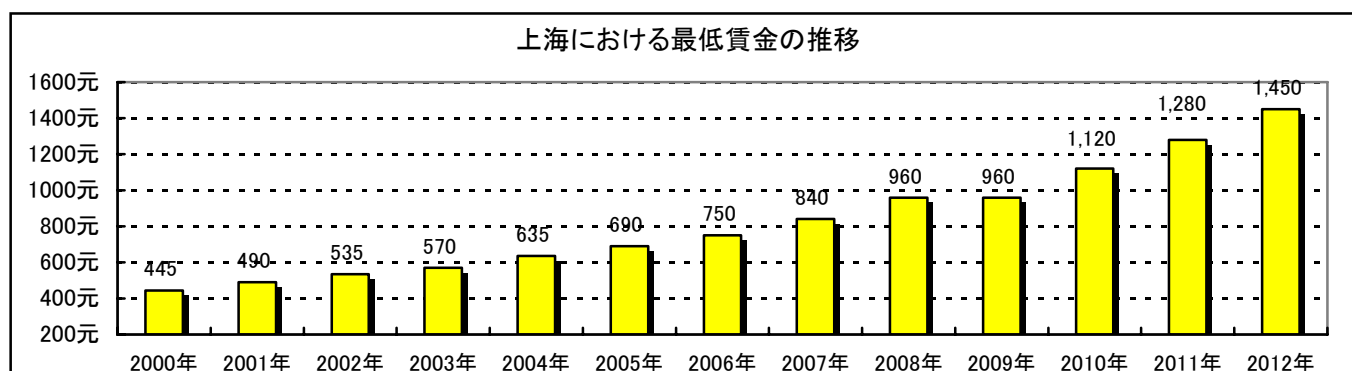
主要地域別の最低賃金は以下の通りです。

省/直轄市	変更日	変更前最低賃金	変更後最低賃金	上昇率	個人負担分の社会保険(※1)及び公積金(※2)	
上海市	2012/4/1	1,280元	1,450元	13%	含まない	
北京市	2012/1/1	1,160元	1,260元	9%	含まない	
重慶市	2011/1/1	680元	870元	28%	含む	
天津市	2012/4/1	1,160元	1,310元	13%	含む	
大連市	2011/4/1	9,00元	1,100元	22%	含む	
深セン市	2012/2/1	1,320元	1,500元	14%	含まない	
広州市	2011/3/1	1,100元	1,300元	18%	含む	
江蘇省	蘇州市、無錫市、常州市、南京市、昆山市、南通市他	2011/2/1	960元	1,140元	19%	社会保険のみ含む
浙江省	杭州市、寧波市、温州市他	2011/4/1	1,100元	1,310元	19%	含む
	嘉興市、紹興市他		980元	1,160元	18%	
山東省	青島市、済南市他	2012/3/1	1,100元	1,240元	13%	含む
湖北省	2011/12/1	900元	1,100元	22%	含まない	
四川省	2012/1/1	850元	1,050元	24%	含む	

※ 1 社会保険:養老保険、失業保険、医療保険のことを指しており、三金と呼ばれる。

※ 2 公積金:社会保険の一種であり、住宅公積金(住宅積立金)の略称。※1の社会保険と併せて、四金と呼ばれる。

※ 尚、同一市内でも異なる最低賃金を設定している場合が一部ございますのでご注意ください。



【出典:各地方政府、人力資源及び社会保障部門のHPより】

以上

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室

(東京)電話 03-6704-2723

(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載